

東海村合葬式墓地整備基本計画

令和7年3月

東海村 村民生活部 環境政策課

目次

第1章 基本計画策定の趣旨

- 1 基本計画策定の趣旨……………1

第2章 須和間霊園を取り巻く現況と課題

- 1 東海村の人口動態……………2
- 2 須和間霊園の現況……………5
- 3 墓地に関するアンケート調査の分析……………8
- 4 墓地需要の推計……………17

第3章 整備基本方針

- 1 須和間霊園の整備コンセプト……………19
- 2 須和間霊園の整備基本方針……………19
- 3 新たに導入する墓地の整備形式……………20

第4章 整備基本計画

- 1 合葬式墓地の整備場所……………21
- 2 合葬式墓地の施設計画……………22
- 3 合葬式墓地の整備期間……………24
- 4 須和間霊園管理運営事業収支……………25

第5章 合葬式墓地の他市町村事例……………26

第1章 基本計画策定の趣旨

1 基本計画策定の趣旨

本村では、これまで「東海村公園墓地須和間霊園（以下、須和間霊園）」の運営を行うとともに、村内の民間墓地の経営許可など、墓地運営等にかかる適正な管理に努めてまいりました。

しかしながら、本格的な少子高齢化社会の到来、核家族化の進展など、社会情勢は大きく変化しており、令和5年8月に実施した「お墓に対する村民意識調査アンケート」の結果においては、村民の墓地に対する価値観は多様化していることが伺えます。

今後は、村民の墓地形式に対する意識の変化やニーズ等を踏まえ、安心して利用できるよう墓地を適切に供給していくことが必要になります。

須和間霊園の抱える様々な課題等を捉え、墓地の適切な供給に向け、将来の墓地需要の推計等を行いながら、家族等が管理・承継する従来型の墓地を維持しつつ、承継を必要としない合葬式墓地を新たに整備するため、「東海村合葬式墓地整備基本計画」を策定するものです。



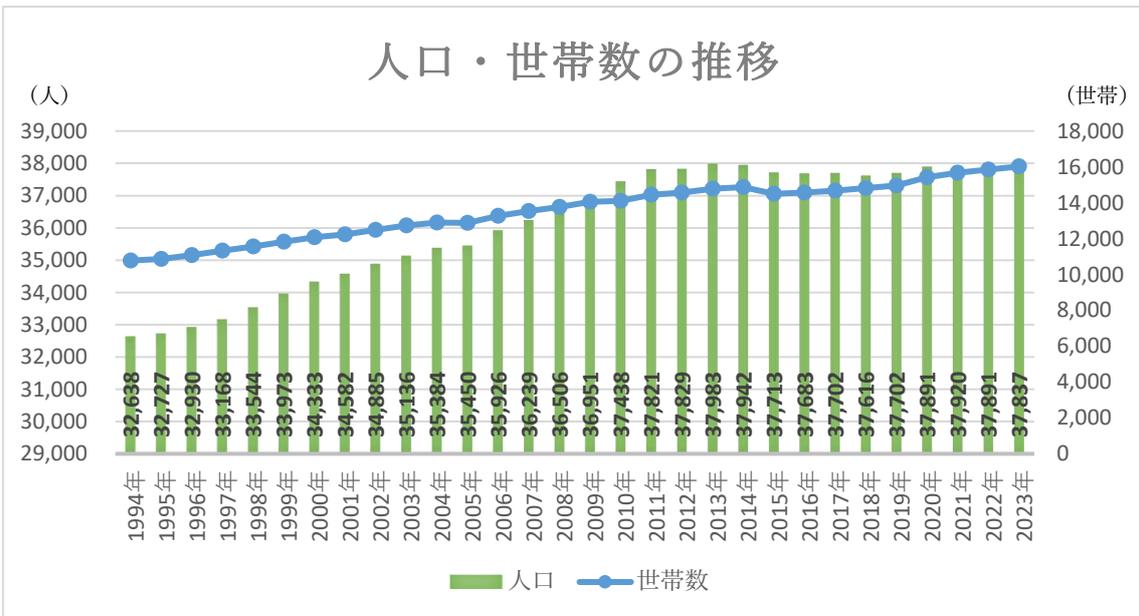
第2章 須和間霊園を取り巻く現況と課題

1 東海村の人口動態

(1)人口及び世帯数の推移

本村の人口は、2023年で37,837人となっており、直近5年間に於いてほぼ横ばいで推移しています。

世帯数は、2015年の14,494世帯から2023年には16,023世帯と増加傾向にあるのに対し、平均世帯人数は、ここ5年間で約2.5人から約2.3人と減少しています。

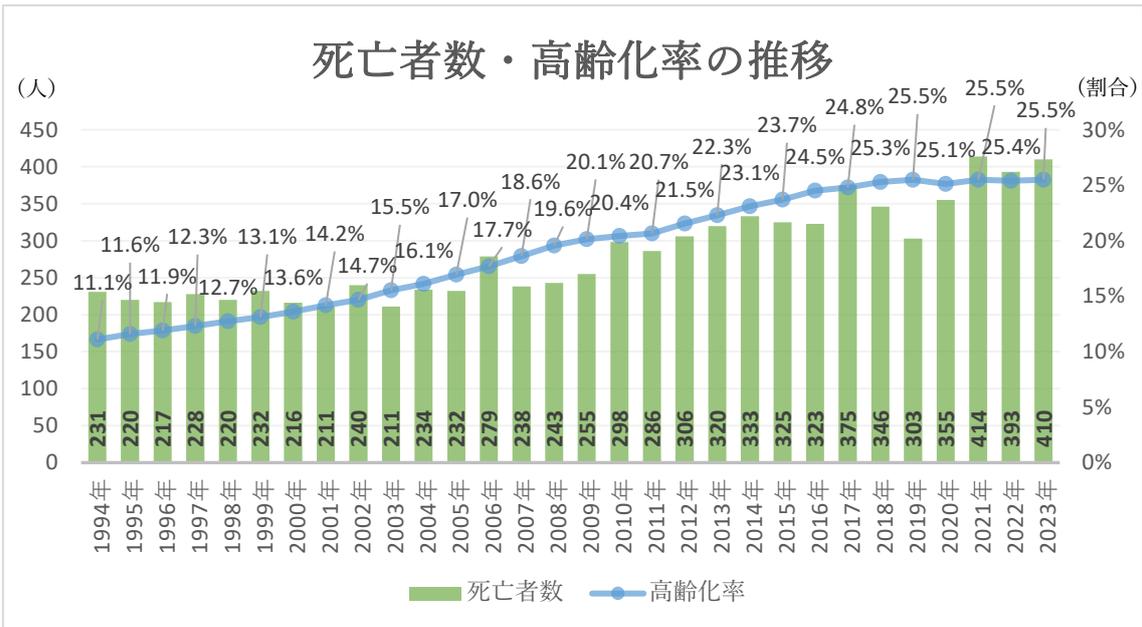


出典：茨城県常住人口調査、国勢調査

(2) 死亡者数及び高齢化率の推移

本村の死亡者数は年々増加しており、この30年間で約2倍となり年間約400人となっています。

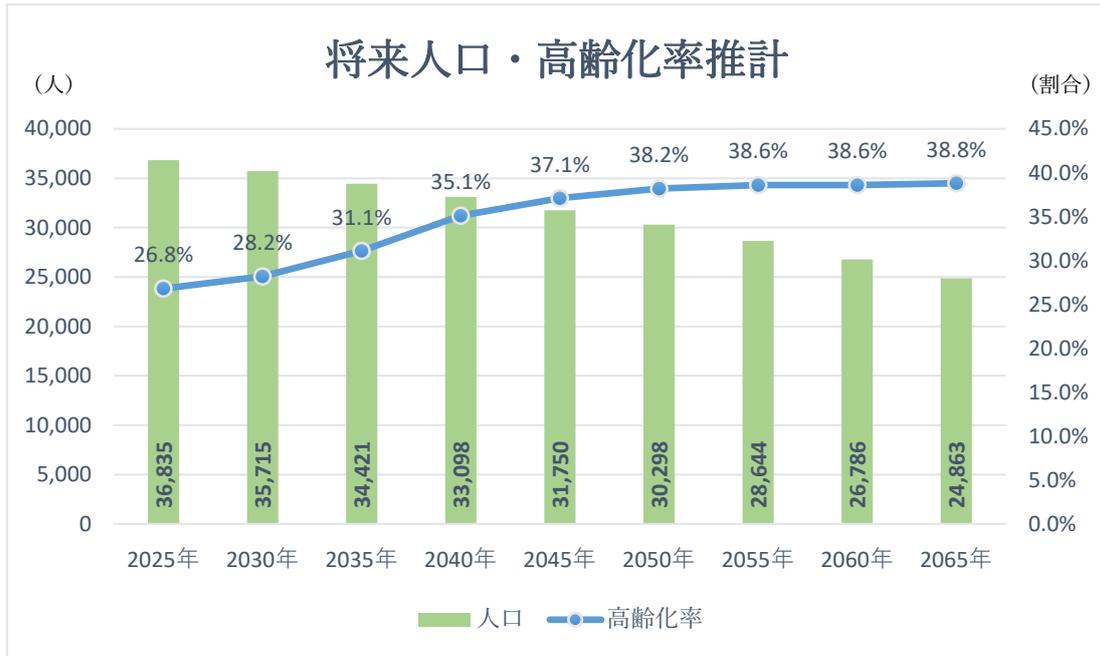
高齢化率は2009年には20%、2018年には25%に達し上昇傾向にあります。今後も進展する高齢化により死亡者数の増加が予想されます。



出典：茨城県常住人口調査、国勢調査

(3) 将来人口及び高齢化率の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2035年には、本村の将来人口は35,000人を割り込み、34,421人(2013年比9.3%減)となり、高齢化率は31.1%(2013年比8.8%増)になると予測されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 須和間霊園の現況

(1)概要

所在地	東海村大字須和間1134番地1
面積	82,723.87㎡
供用開始	平成7年

(2)供給状況

種別	区画	面積	使用料	管理料3年分	総区画数	許可区画数
芝生型	M	2.5㎡	375,000円	11,250円	80	80
自由型	H・M	3.0㎡	450,000円	9,000円	404	219
和型	D・J	4.0㎡	590,000円	12,000円	310	234
洋型	E・J・N・O	4.0㎡	590,000円	12,000円	706	642
自由型	P	4.0㎡	590,000円	12,000円	40	39
和型	A・B・C・G・H・J	5.0㎡	710,000円	15,000円	977	810
洋型	F・K	5.0㎡	710,000円	15,000円	287	282
自由型	L	5.0㎡	710,000円	15,000円	335	214
自由型	M	7.5㎡	1,065,000円	22,500円	4	3
自由型	M	10.0㎡	1,400,000円	30,000円	4	3
計		—	—	—	3,167	2,526

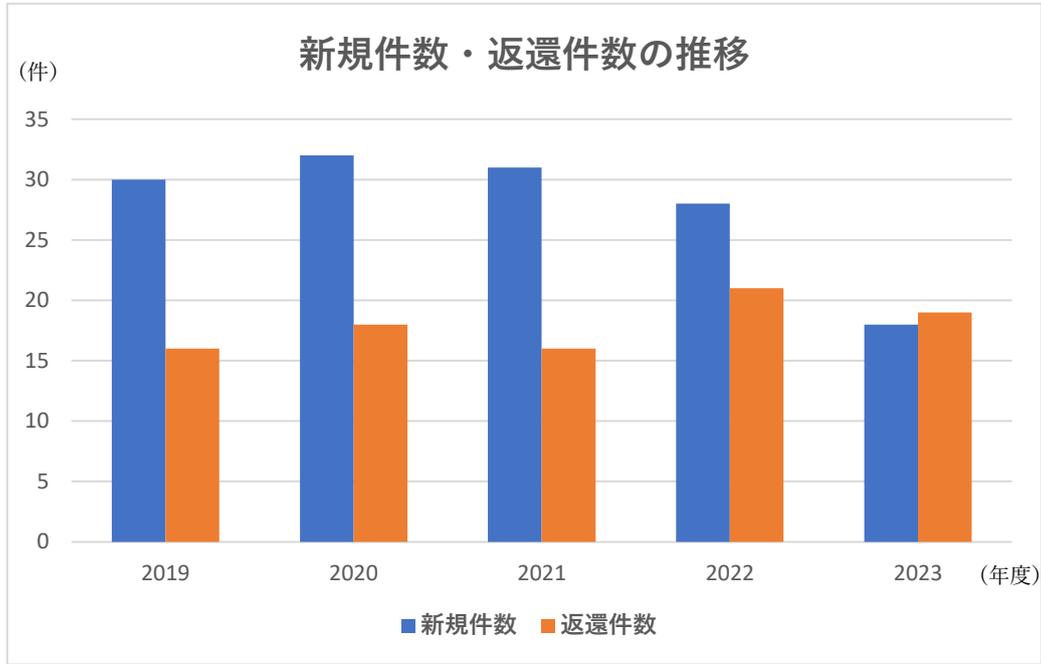
※上記以外に貸付を行っていない和型5㎡が238区画あります。

※使用料は、本村に住所または本籍を有する場合の料金です。



(3)新規件数・返還件数の推移

須和間霊園の墓所の新規購入件数は、年々減少傾向にある一方で、返還件数は増加傾向にあります。今後は、返還件数が新規購入件数を上回ることが予想されます。



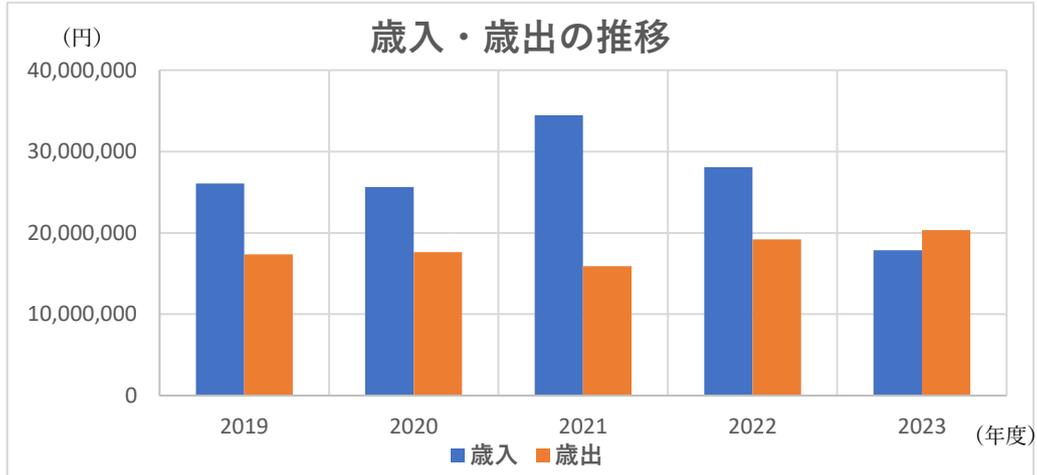
(4)返還の理由

須和間霊園の墓所の返還理由については、永代供養等を含む他の墓地に移すためや、承継者がいないこと等が増えてきており、今後さらに、墓地の承継者が減少していくと予想されます。

年度	他墓地使用	永代供養	承継者なし	不要	遠方・転居	計
令和元年	1件	1件	4件	7件	3件	16件
令和2年	3件	1件	3件	10件	1件	18件
令和3年	7件	2件	6件	0件	1件	16件
令和4年	9件	4件	6件	1件	1件	21件
令和5年	3件	4件	9件	2件	1件	19件

(5) 歳入・歳出の推移

須和間霊園の管理運営事業収支について、歳入は年々減少傾向にある一方で、歳出は増加傾向にあります。新規購入者数が減少し、返還者数の増加に伴い償還金の支出が増大していることが要因となっており、今後、返還件数が新規件数を上回ることにより、歳出超過となることが予想されます。



※ 墓地管理手数料は3年に一度徴収するため、年度により歳入額に増減が生じます。

(6) 財源確保の取り組み

須和間霊園の村営化以降、以下のとおり基金への積立、使用者資格の範囲拡大、区画の小面積化、和型から洋型・自由型への種別変更等を行う等、独立採算を維持するための財源確保の取り組みを行ってきました。

年月	取り組み内容
平成16年3月	・財団法人東海村開発公社解散に伴い村営化（特別会計）
平成17年4月	・緑化基金造成
平成20年4月	・特別会計から一般会計化
平成28年4月	・緑化基金積立廃止、公園墓地基金造成
平成29年4月	・Jブロック一部を5㎡和型から4㎡和型に変更 ・Mブロック一部を2.5㎡芝生型から3㎡自由型に変更
令和2年4月	・隣接する市町村に住所を有する方へ使用者資格を拡大（ひたちなか市・那珂市・日立市） ・Hブロック一部を5㎡和型から3㎡自由型に変更 ・Jブロック一部を4㎡和型から4㎡洋型にタイプ変更
令和3年4月	・Lブロックを和型から自由型にタイプ変更

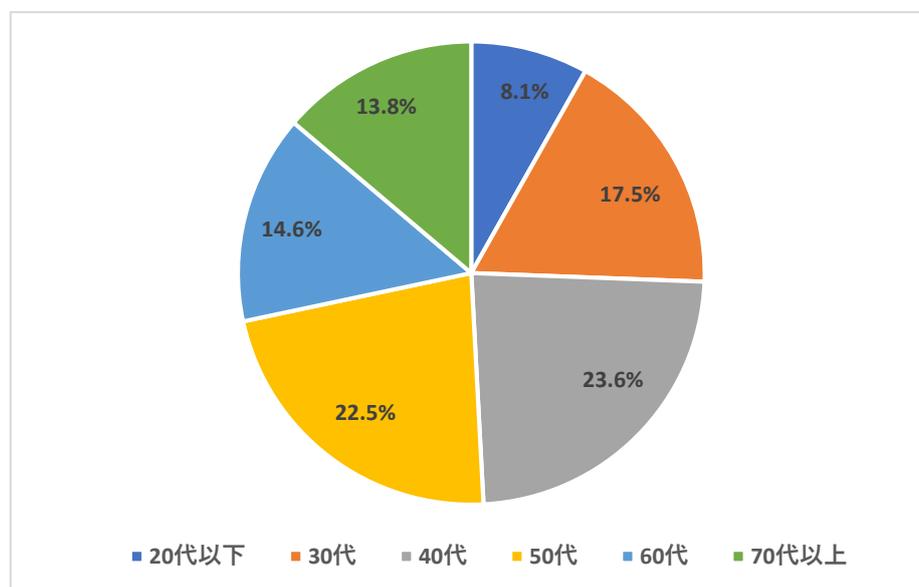
3 墓地に関するアンケート調査の分析

村民の方々の墓地に対する意識やニーズを把握し、今後の村営墓地のあり方の参考とするため「お墓に対する意識調査アンケート」を実施しました。

- 調査対象：満18歳以上の東海村民
- 調査方法：WEBフォーム及びアンケート用紙
(各コミュニティーセンター、総合福祉センター「絆」、図書館に設置)
- 調査期間：令和5年8月10日～令和5年9月3日
- 回答者：836人

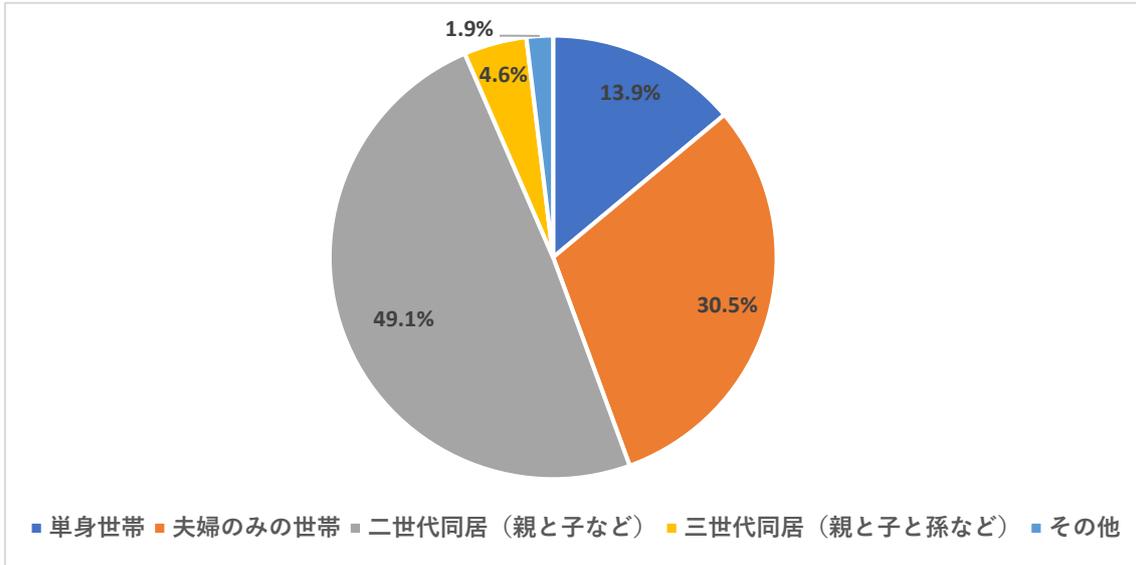
(1) 単純集計

問1.あなたの年代を教えてください。(全員)



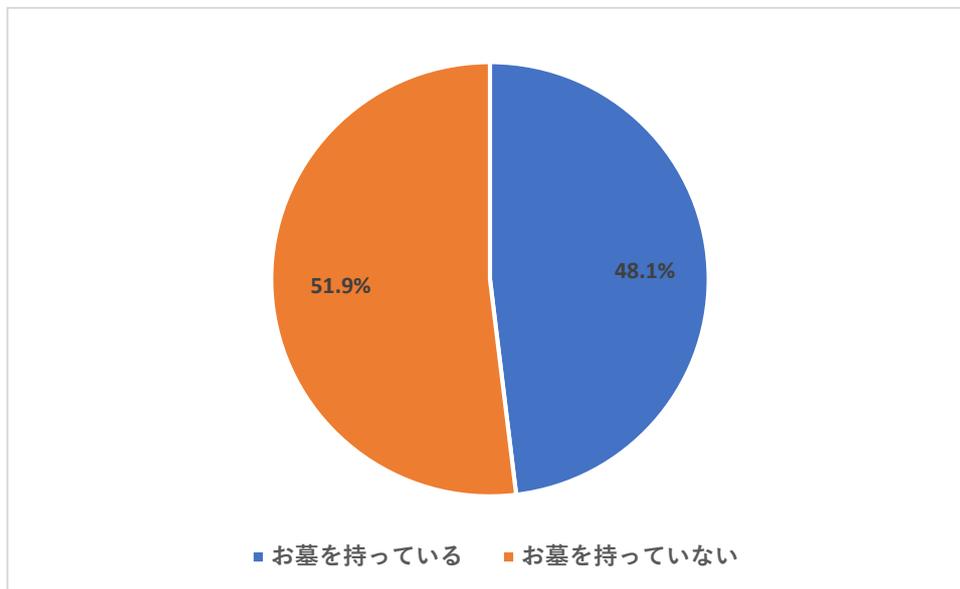
※回答者の年齢は、40代が23.6%で最も多く、次いで50代が22.5%となっています。

問2.あなたの世帯構成を教えてください。(全員)



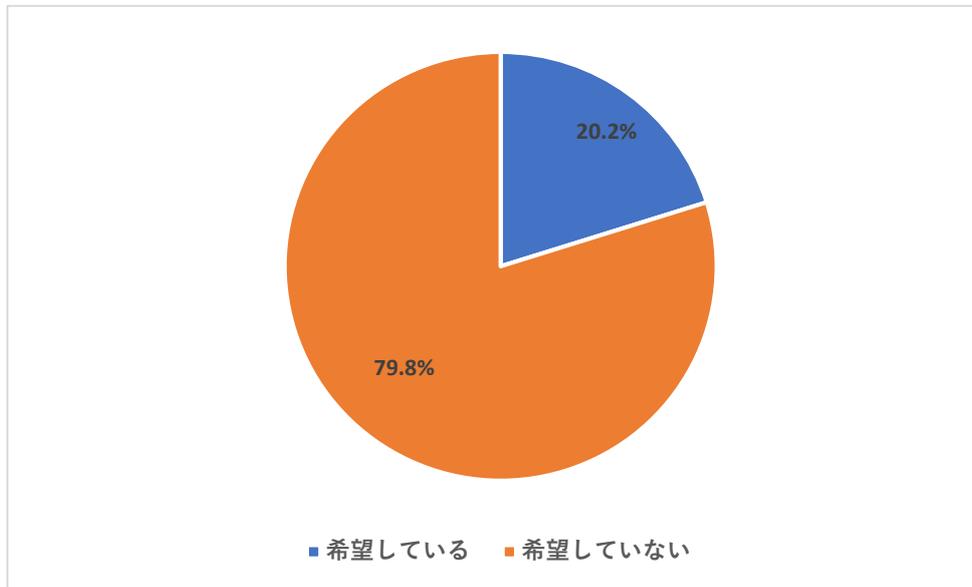
※世帯構成は、「二世代同居(親と子など)」が49.1%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が30.5%となっています。

問3.あなたは現在お墓をお持ちですか。(全員)



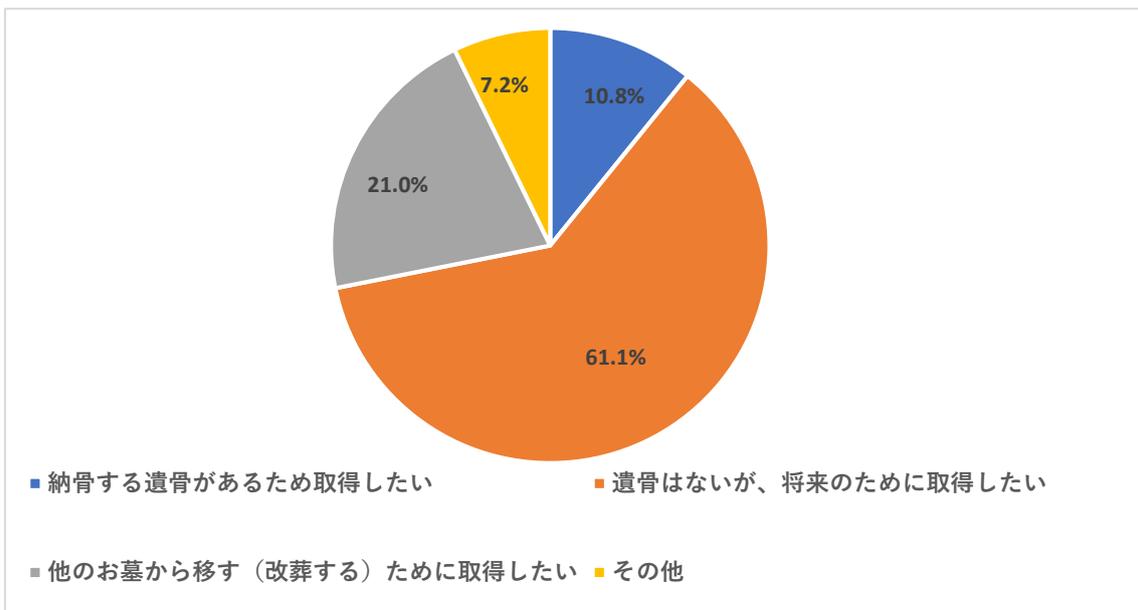
※「お墓を持っている」と回答した方が48.1%、「お墓を持っていない」と回答した方が51.9%でおおよそ5割ずつになっています。

問4.あなたはお墓の取得を希望していますか。(全員)



※お墓の取得を「希望している」と回答した方が26.2%、「希望していない」と回答した方が79.8%で約8割となっています。

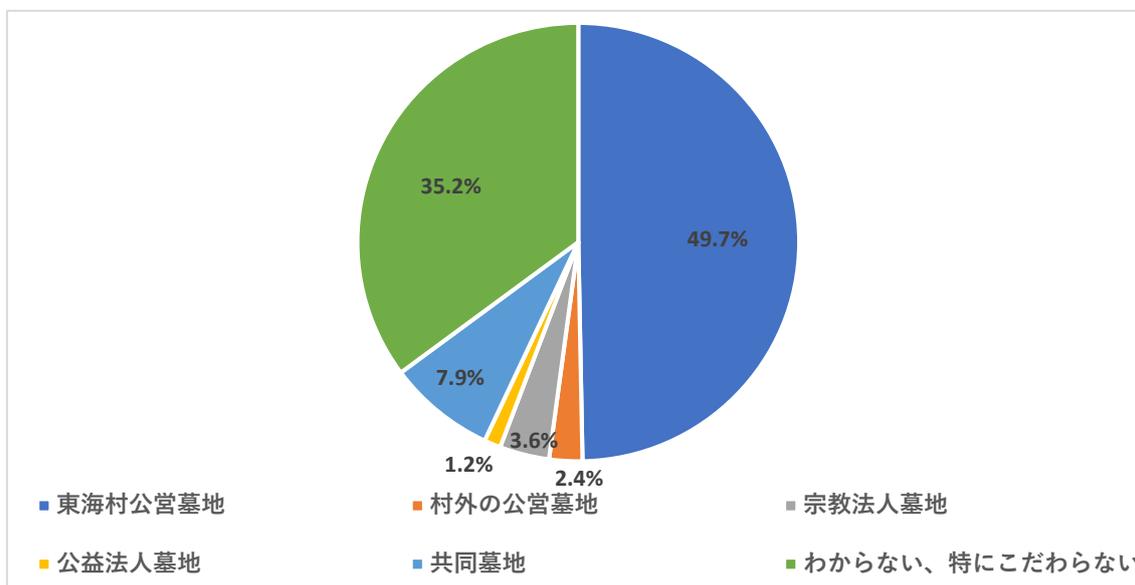
問5.あなたがお墓の取得を希望している理由を教えてください。
(問4で「希望している」と回答した方のみ)



※問4で、お墓の取得を希望していると回答した方の取得希望理由は、「遺骨はないが、将来のために取得したい」と回答された方が61.1%と最も多くなっています。

問6.あなたが取得したいお墓の種類は次のうちどれですか。

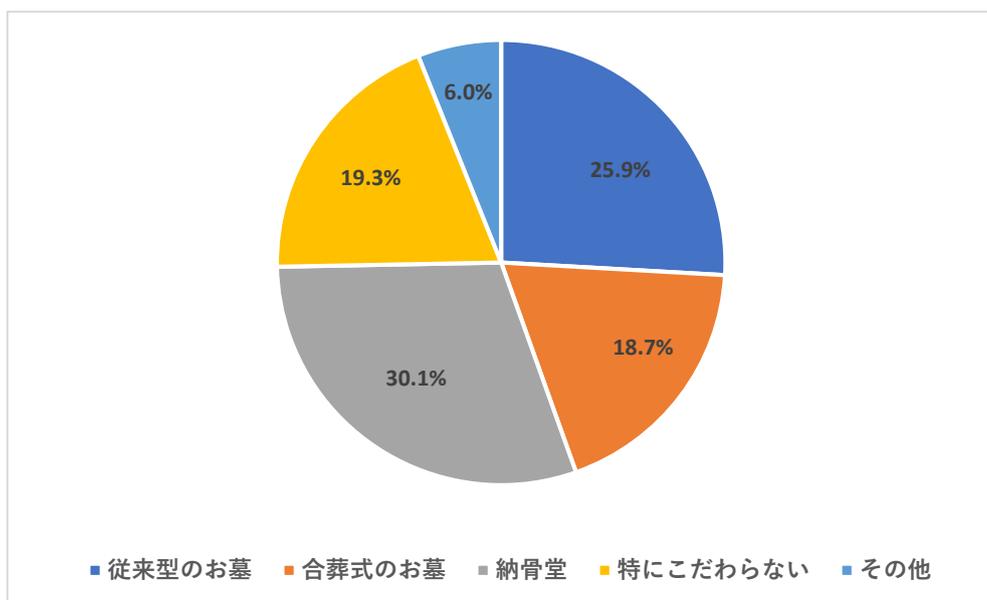
(問4で「希望している」と回答した方のみ)



※問4でお墓の取得を希望していると回答した方の取得希望種類は、「東海村公営墓地」と回答した方が49.7%と最も多く、次いで「わからない、特にこだわらない」と回答した方が35.2%となっています。

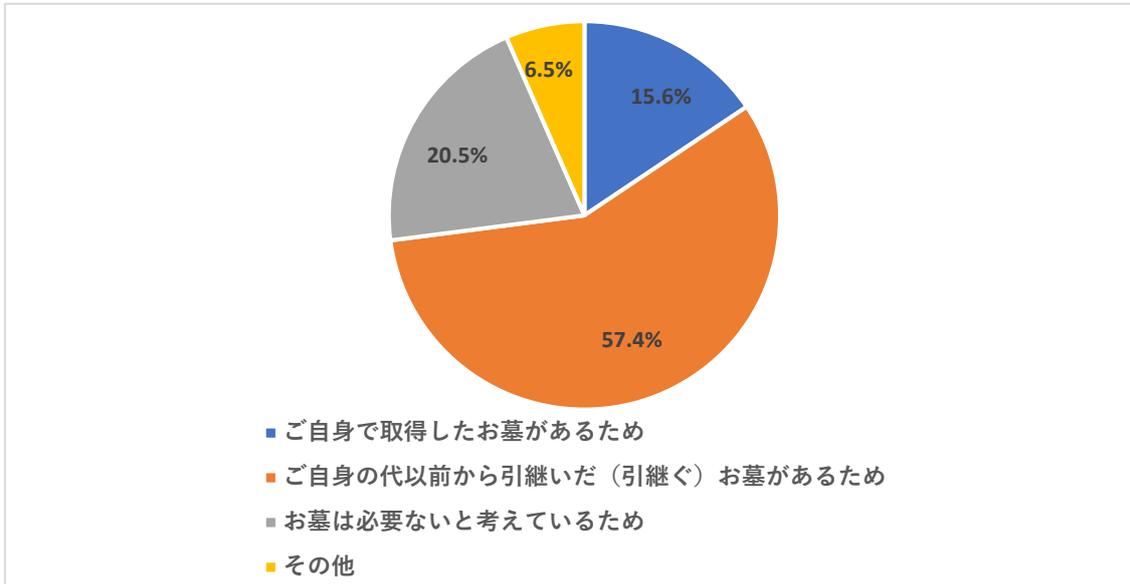
問7.あなたが取得したいお墓の形式は次のうちどれですか。

(問4で「希望している」と回答した方のみ)



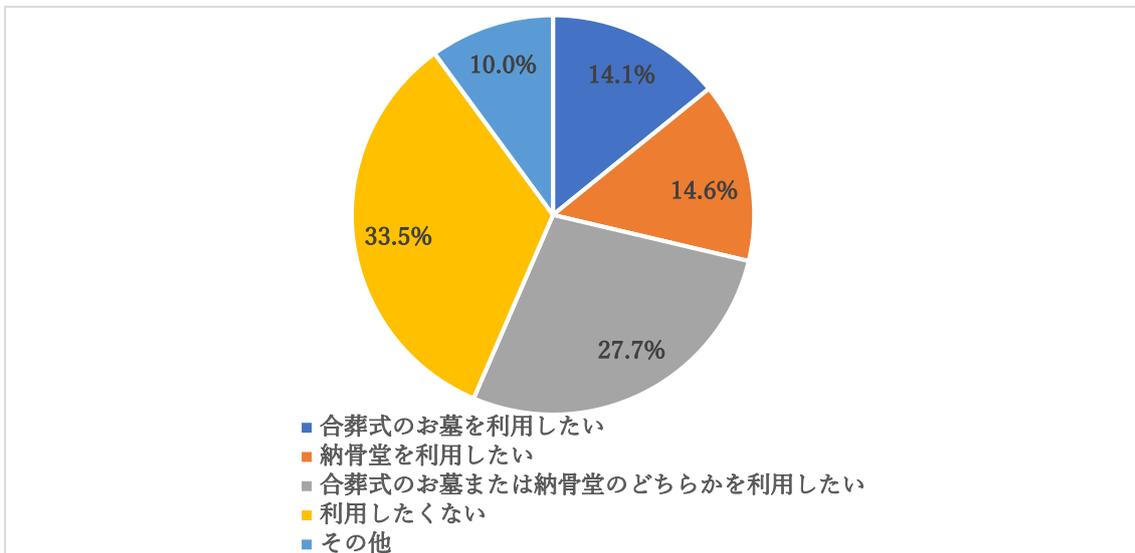
※問4でお墓の取得を希望していると回答した方の取得希望形式は、「納骨堂」が30.1%と最も多く、次いで「従来型のお墓」と回答した方が25.9%となっています。

問8.あなたがお墓の取得を希望していない理由は次のうちどれですか。
(問4で「希望していない」と回答した方のみ)



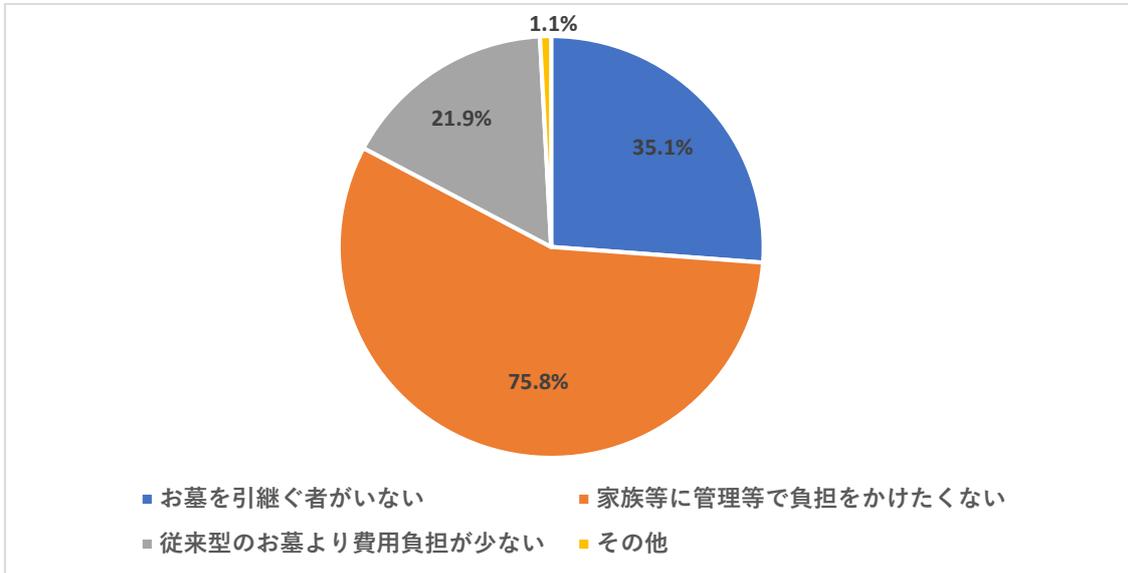
※問4で取得を希望していないと回答した方の取得を希望しない理由は、「ご自身の代以前から引継いだ(引継ぐ)お墓があるため」が57.4%で最も多く、次いで「お墓は必要ないと考えているため」が20.5%となっています。

問9.あなたは「合葬式のお墓」または「納骨堂」を利用したいと思いますか。(全員)



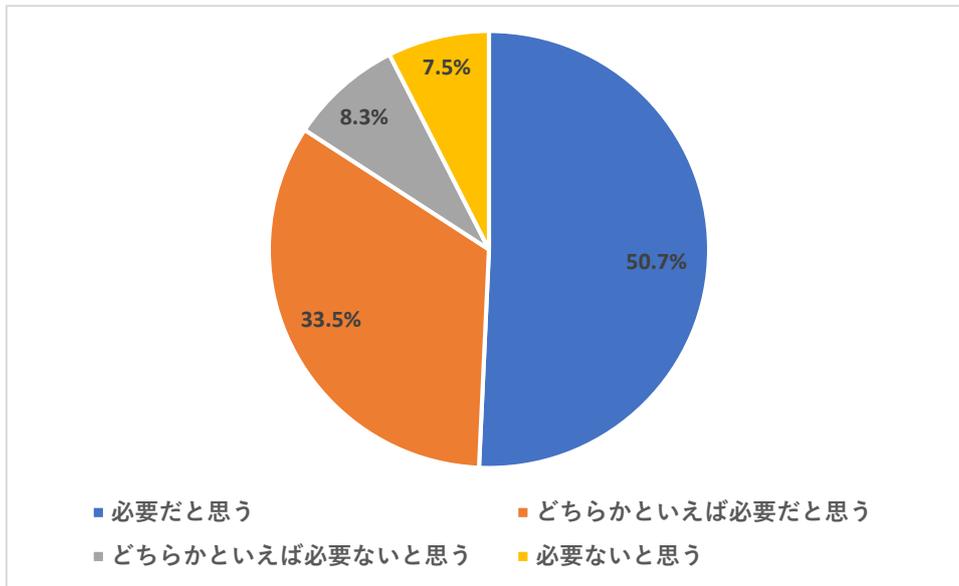
※「合葬式のお墓」または「納骨堂」の利用については、「合葬式のお墓を利用したい」(14.1%)、「納骨堂を利用したい」(14.6%)、「合葬式のお墓または納骨堂のどちらかを利用したい」(27.7%)を合計すると、56.4%で半分以上の方が利用したいと回答しています。

問10.あなたが利用したいと思う理由を教えてください。(複数回答)
(問9で「利用したい」と回答した方のみ)



※「合葬式のお墓」または「納骨堂」を利用したい理由は、「家族等に管理等で負担をかけたくない」と回答した方が75.8%と最も多く、次いで「お墓を引継ぐ者がいない」が35.1%となっています。

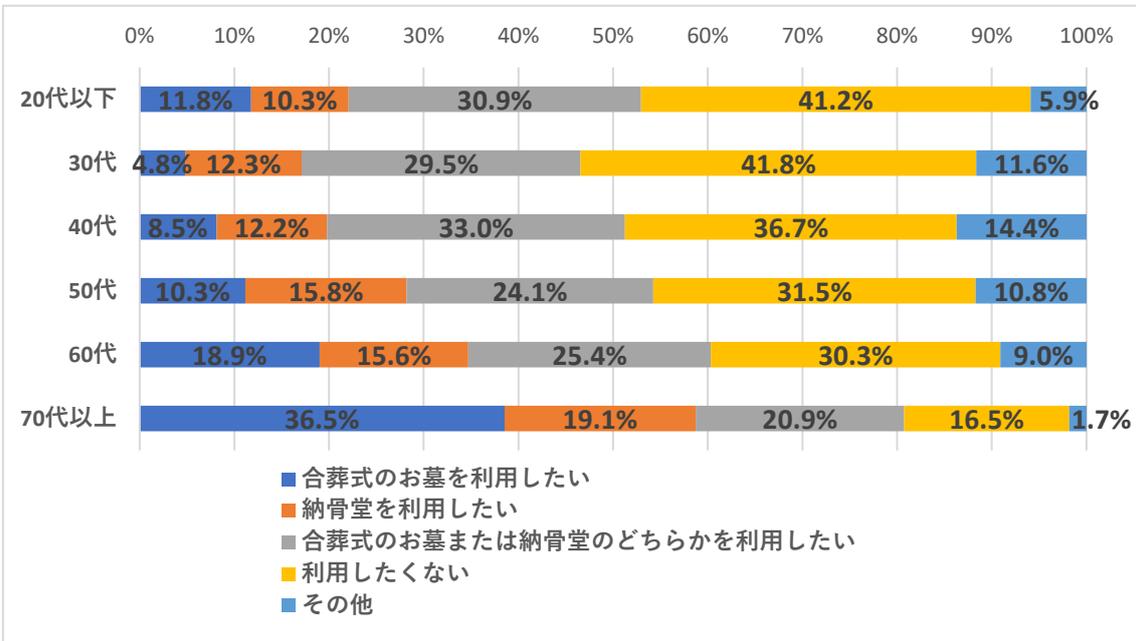
問11.あなたは、村営の「合葬式のお墓」または「納骨堂」は必要だと思いますか。
(全員)



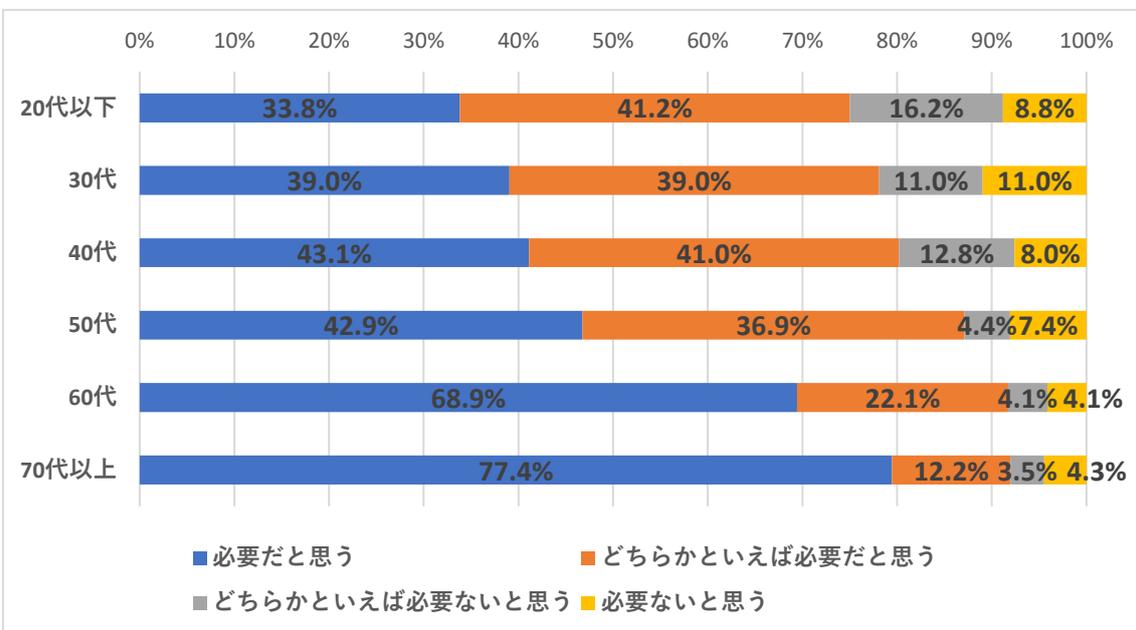
※村営の「合葬式のお墓」または「納骨堂」について、「必要だと思う」と回答した方が50.7%で最も多く、「どちらかといえば必要だと思う」(33.5%)と回答した方を合計すると84.2%で約8割5分となっています。

(2)クロス集計

ア 年代×「合葬式のお墓」または「納骨堂」の利用希望

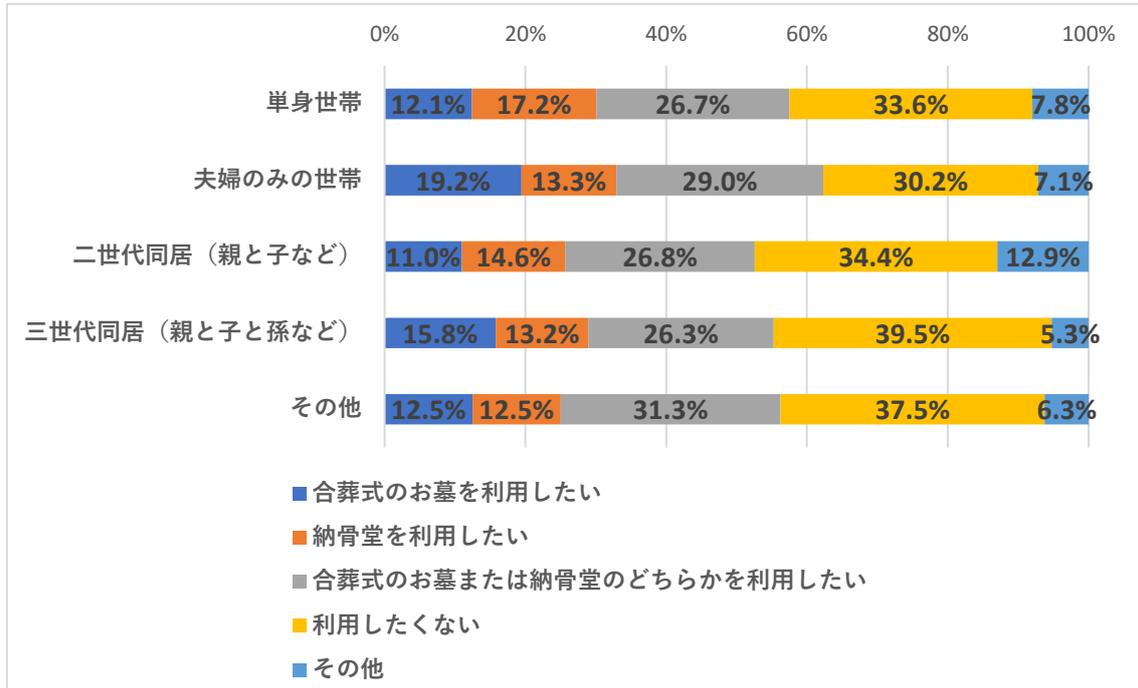


イ 年代×村営の「合葬式のお墓」または「納骨堂」の必要性

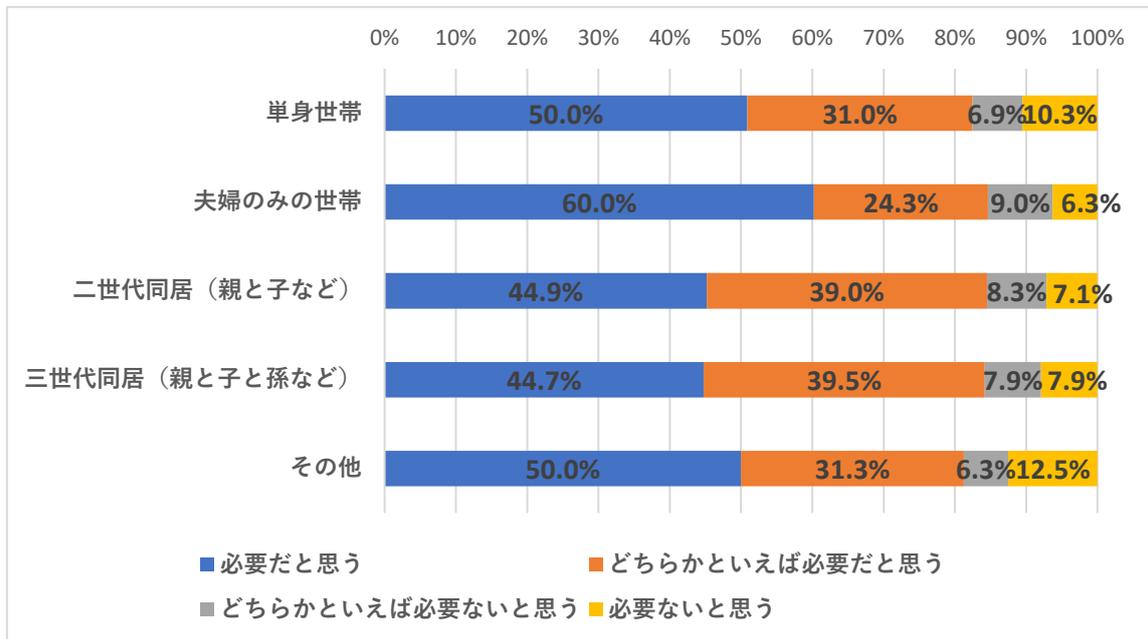


※「合葬式のお墓」または「納骨堂」を「利用したい」と回答した割合と、村営の「合葬式のお墓」または「納骨堂」が「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と回答した割合は、年代が高いほど高くなっています。

ウ 世帯構成×「合葬式のお墓」または「納骨堂」の利用希望



エ 世帯構成×村営の「合葬式のお墓」または「納骨堂」の必要性



※「合葬式のお墓」または「納骨堂」を「利用したい」と回答した割合は、単身世帯や夫婦のみの世帯で高く、村営の「合葬式のお墓」または「納骨堂」が「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と回答した割合は、夫婦のみの世帯で最も高くなっています。

アンケート結果のまとめ

(1) 村営墓地に対するニーズについて

墓地取得にあたっては、「宗教法人墓地」等の民営墓地を希望する人が、12.7%に留まる一方で、「村営墓地」を希望する人は49.7%と最も高く、運営主体が村という安心感等から需要が集まっているものと考えられます。

なお、「村営墓地」取得希望者に、「わからない・特にこだわらない」と回答した割合を加えると84.9%になることから、「村営墓地」に対する潜在的な需要は高まるものと推測されます。

(2) 墓地の形態について

今後、取得したい墓地の形式については、「合葬式の墓」・「納骨堂」を希望する人が、48.8%と最も高くなっており、その背景には、継承者に対する問題・課題等があると考えられます。

一方で「従来型の墓地」を希望する人は、25.9%となっており、先祖代々受け継いでいくこれまでの形式を望む人が一定数いることが分かります。

(3) 合葬式の墓・納骨堂の利用について

「合葬式の墓」・「納骨堂」の利用意向については、56.4%が「利用したい」と回答しています。

理由については、「家族等に管理等で負担をかけたくない」・「お墓を引継ぐ者がいない、お墓を管理してくれる人がいない」等の回答が75.8%となっており、将来において継承者にかかる負担や不安等を感じていることが分かります。

(4) 村営による、合葬式の墓・納骨堂の必要性について

村営による「合葬式の墓」・「納骨堂」の必要性については、「必要だと思う」・「どちらかといえば必要だと思う」と回答した人が、合わせて84.2%と8割を超えています。

「必要だと思う」と回答した人を年齢別にみると、40代及び50代は4割代ですが、60代で6割、70代で7割と年齢が高くなるにつれ、必要性を感じる割合が増加する傾向にあります。さらに世帯別にみると、特に単身世帯や夫婦のみの世帯割合が高い傾向にあります。

4 墓地需要の推計

将来的に必要となる墓地の数を把握するため、本計画における本村の墓地需要数の推計を行います。

(1) 需要予測の方法

墓地の取得意向や定住意向を考慮しており、実態に即した墓地需要の推計方式である大阪府方式[※]を用います。

～大阪府方式とは～ 昭和40年 大阪府土木部が高橋理喜男氏(大阪府立大学農学部講師、当時)に取りまとめを委託した、「墓地現況調査報告書」において提案された方法で、これまで墓地の需要予測方式の中で最も一般的に使用されている。

現在の居住地域の定住性(定着志向係数)を基準とし、墳墓の所有状況と将来の墳墓等の取得意思(墓地需要率)、さらに核家族化の進展と1家族が1墓所を必要とするという考え方を考慮して、分家していく割合(傍系世帯率)を用いた手法。

$$\diamond \text{墓地需要数} = \text{死亡者数} \times \text{定着志向係数} \times (\text{傍系世帯率} + \text{墓地需要率}) \div 2$$

ア 死亡者数

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」における本村の数値を用い、将来人口に死亡率(=1-生残率)を乗じて推計します。

イ 定着志向係数(本村に定住する意向を持つ人の割合)

シティプロモーションを推進していくに当たり、令和4年12月に実施した「シティプロモーションに関するアンケート調査」から、これからも東海村に住み続けたいと回答した人の割合(86.7%)とします。

ウ 傍系世帯率(分家して新たに墓地を必要とする世帯の割合)

令和2年国勢調査をもとに、第2子以降の子どもの数を世帯数で除した割合(24.5%)とします。

エ 墓地需要率(墓地の取得を希望する人の割合)

令和5年8月に実施した「お墓に対する意識調査アンケート」から、お墓の取得を希望している人の割合(20.2%)とします。

(2) 墓地需要の推計

本村の墓地需要数の算定結果は以下のとおりです。令和8年から令和27年までの墓地需要数の累計値は、1,784件となります。

1年あたり、平均して90件の需要が発生し続ける見込みとなります。

年	死亡者数 (推定)	定着 志向率	傍系 世帯率	墓地 需要率	墓地 必要数	年平均	累計
R8～12	2,225	0.867	0.245	0.202	431	86	431
R13～17	2,323				450	90	881
R18～22	2,334				452	90	1,333
R23～27	2,329				451	90	1,784

令和8年から令和27年までの20年間における本村全体の墓地需要は1,784件であり、「お墓に対する意識調査アンケート」の結果により、村営墓地の潜在的需要が84.9%であることから、村営墓地の長期的な需要は、約1,515件となることが見込まれます。

◇村営墓地需要数(20年間)
1,784(件) × 84.9(%) = 約1,515件

(3) 20年間の長期的村営墓地需要数に対する供給必要数

令和8年から令和27年までの20年間における、長期的村営墓地需要数が1,515件であることから、「お墓に対する意識調査アンケート」の結果（「合葬式のお墓」または「納骨堂」を希望する人：約49%）を踏まえ、新形式墓地約740体分を供給する必要があると推測されます。

◆新形式墓地需要数(20年間)
1,515(件) × 48.8(%) = 約740体

第3章 整備基本方針

1 須和間霊園の整備コンセプト

お墓に対する意識調査アンケート結果により、新たな墓地形式の導入の必要性が伺えたことから、従来の墓地形式を維持しつつ、多様化する村民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、次の整備コンセプトを定めます。

～整備コンセプト～

将来にわたり誰もが安心して利用できる墓地

2 須和間霊園の整備基本方針

整備コンセプトのもと、以下の3つの基本方針を定め、整備を推進します。

(1) 墓地の無縁化防止

従来型墓地利用者に承継者がなく、将来無縁化が予想される場合に、あらかじめ墓じまいをし、新たな形式の墓地に改葬できるようにするなど、無縁化防止策を実施します。

(2) 多様な形式の墓地の整備

承継者がいない方、加齢等により墓地の管理が大変になったと考える方、子どもや孫に負担をかけたくないと考える方などの不安を解消するため、承継者がいなくても安心して利用できる新たな形式の墓地を整備することにより、村民ニーズの多様化に対応します。

(3) 須和間霊園管理運営の健全化

須和間霊園では、施設利用者が管理にかかる費用を負担する受益者負担の考えのもと、引き続き独立採算を維持し、墓所永代使用料及び墓地管理手数料による長期的かつ安定的な管理運営を行います。

3 新たに導入する墓地の整備形式

整備コンセプトに基づき、承継や個人で管理する必要がなく、従来型墓地と比べ費用を安価に抑えることができる以下の3つの形式から比較検討します。

	A:納骨室	B:合葬式墓地	C:樹木葬
イメージ			
墓地の特徴	① 一定期間個別に、骨壺のままロッカー式の納骨壇に埋蔵 ② 一定期間経過後、遺骨を骨壺から納骨袋に入替え、合葬式墓地に埋蔵	遺骨を納骨袋に入れ、※カロートに埋蔵 ※カロート…遺骨を安置するための空間	区画に穴を掘り、土に遺骨を直接埋蔵し、墓標として樹木を植樹
	合葬式墓地への埋蔵前であれば、遺骨の取り出しが可能	埋蔵後の遺骨取り出し不可	埋蔵後の遺骨取り出し不可
施設整備費用	▲ 建屋・納骨室建設の初期整備が必要	○ 合葬墓(カロート等)・モニュメントの初期整備が必要	◎ 区画割等の初期整備が必要
施設管理費用	▲ 施設管理が必要(建物・空調・照明等)	◎ 特になし	▲ 樹木管理・除草管理が必要
遺骨管理	▲ 必要	◎ 不要	◎ 不要
敷地等の確保	敷地(スペース)に関する課題はないが、納骨室を地下に整備する場合には、地盤・地質等の影響を受ける可能性あり	◎ 敷地(スペース)や整備に関する課題はなし	▲ 植樹スペースの確保が課題
総合評価	▲ ●納骨壇への納骨数が限られる ●施設管理・遺骨管理が必要となり、Bと比べ維持管理費用が高額となる(=利用者の負担が大きくなる)	◎ ●既製カロートに、多くの遺骨を納骨することが可能 ●管理が容易で、A・Cに比べ維持管理費用を抑えられる(=利用者の負担が抑えられる)	▲ ●遺骨を土に還すため、周辺環境への配慮が必要 ●多数の樹木を植樹するスペースの確保が必要 ●樹木管理・除草管理が必要となり、Bと比べ維持管理費用が高額となる(=利用者の負担が大きくなる)

比較検討した結果、本村では、施設の整備費用及び維持管理費用等が高額となる、一定期間個別埋蔵する納骨室は設けず、遺骨を納骨袋に入れ、直接カロートへ埋蔵する合葬式墓地を採用し、利用者の負担を軽減します。

第4章 整備基本計画

1 合葬式墓地の整備場所

整備計画地については、公園墓地を構成する施設として既存の墓地と一体的な管理運営を行うとともに、早期の整備を図るため、須和間霊園内未使用ブロックであるI区画（1,889㎡）とします。



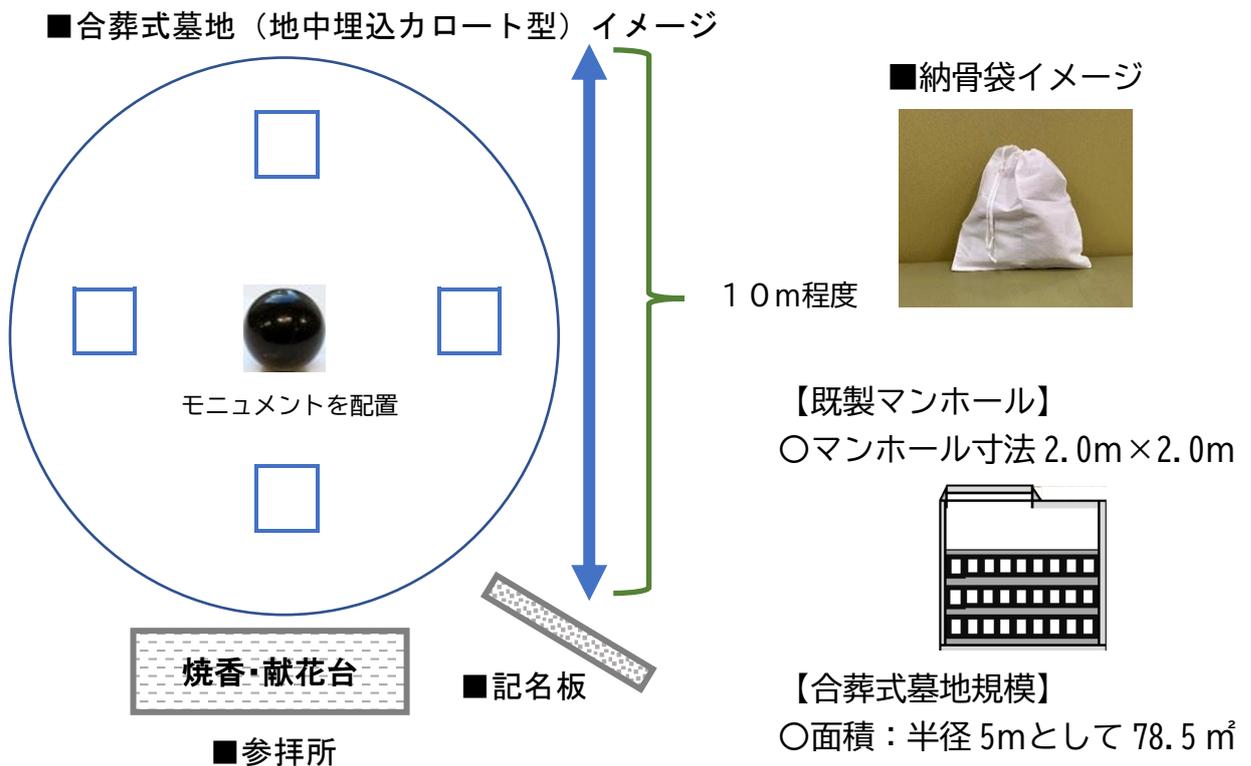
■合葬式墓地計画地現況



2 合葬式墓地の施設計画

(1) 合葬式墓地の仕様

合葬式墓地の仕様は、整備費用及び維持管理費用を抑えることができ、地中に埋蔵することにより土に還るイメージのある、地中埋込カロート型を採用します。



墓地建設のコンセプト(イメージ)

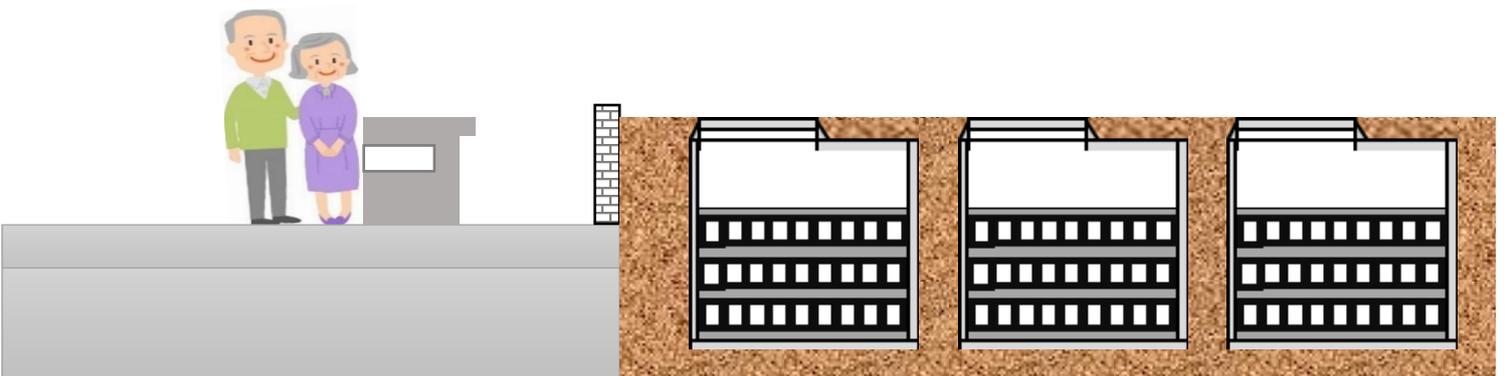
- カロートは既製マンホールを使用
- マンホールに、1体ずつ骨壺から納骨袋へ移し替えて埋蔵
- 合葬式墓地中心部にモニュメントを設置し、慰霊のシンボルとする
- シンボルは、樹木など自然物ではなく、途絶える心配のない人工物とする
- モニュメントは宗教色を排除し、球体を基調とする等シンプルなものとする
- 合葬式墓地の前面に焼香台及び献花台を設置
- 参拝所は、利用者が天候によらず参拝できるよう屋根付きの施設とする
- 記名板を設置

■合葬式墓地全景イメージ



出典：八戸市ホームページ

■合葬式墓地断面イメージ



■記名板イメージ



■記名板刻字イメージ



(2)合葬式墓地の整備規模

合葬式墓地は、限られた用地で多くの需要に対応することが可能であることから、事業費及び長期的墓地需要のバランスを踏まえた効率的な整備に努める必要があります。このため、令和8年から令和27年までの20年間の長期的な新形式墓地需要数を踏まえ、墓じまい後の改葬や村外在住者が利用する可能性を考慮し、1,500体を基本として合葬式墓地を整備します。

村内における新規 新形式墓地への需要数	村外における新規 新形式墓地への需要数	村内・村外における改葬 新形式墓地への需要数
740体	400体 ^{※1}	360体 ^{※2}
合計需要数（合葬式墓地整備規模）		1,500体

※1 須和間霊園における新規申込者の割合が村内65%に対し村外35%より算出。

※2 村内年間改葬件数のうち「お墓に対する意識調査アンケート」結果から48.8%が合葬式墓地への改葬と想定し算出(20年間)。

令和8年から令和27年までの20年間の長期的な従来型墓地需要数は、「お墓に対する意識調査アンケート」の結果（「従来型のお墓」を希望する人：約26%）約400件となっており、合葬式墓地を整備することで従来型墓地が不足することはないと見込まれます。

3 合葬式墓地の整備期間

	1カ年	2カ年	3カ年
整備工事	設計 →	工事着手 → 完了 →	供用開始
販売計画	価格等 →	↓	
条例改正		改正 →	

合葬式墓地の整備にあたっては、初年度に基本設計及び実施設計を行い計画の具現化を図り、その翌年度に整備工事を行います。なお、工事と並行し、墓地の販売価格等についても十分検討のうえ、条例改正等のソフト面についても整備し供用開始を目指します。

4 須和間霊園管理運営事業収支

(1) 合葬式墓地の使用料の算定

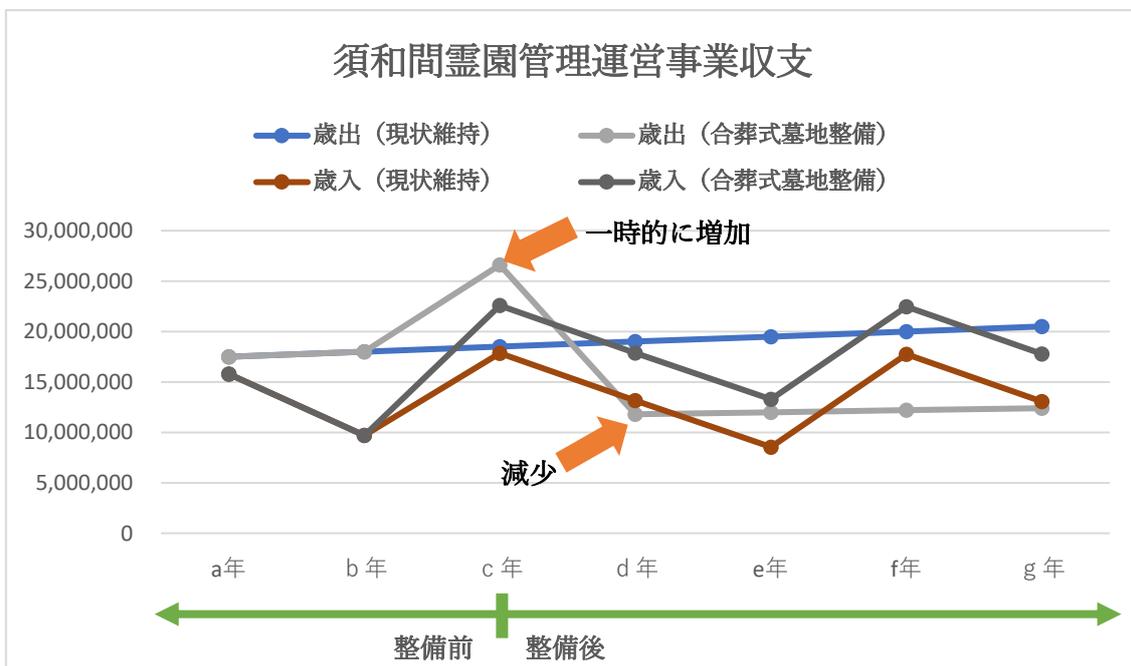
合葬式墓地の使用料は、焼骨1体あたりの料金とし、設計費・工事費、維持管理費や収蔵規模を踏まえ算出することとします。

また、村外対象者の方については、村内の方より使用料を高め設定し、村内の需要数を圧迫しない範囲で受付することとします。

(2) 須和間霊園管理運営事業収支

合葬式墓地を整備することにより、年々減少傾向にある永代使用料の歳入を増やすとともに、年々増加傾向にある償還金の歳出を減らし、現状のままでは歳出超過となることが予想される須和間霊園管理運営事業の健全化を図ります。

合葬式墓地の整備前と整備後を比較した須和間霊園管理運営事業収支見込は次のとおりです。



※ 従来型墓地の管理手数料は3年に一度徴収するため、年度により歳入額に増減が生じます。

※ 合葬式墓地整備後は一時的に返還件数が増え、償還金の歳出が増加することが予想されますが、その後は償還金の歳出を抑制できると考えられます。

第5章 合葬式墓地の他市町村事例

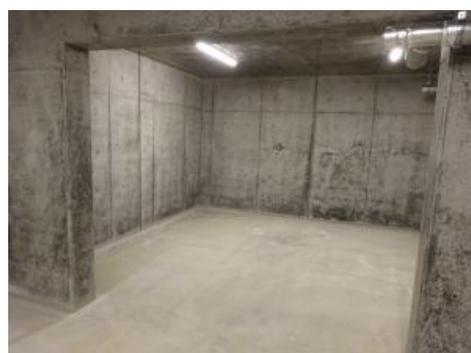
茨城県内で合葬式墓地を整備、運用している市町村の状況は次のとおりです。

1 高萩霊園合葬式墓地(高萩市)

供用開始時期	令和2年度
埋蔵方法	骨壺をロッカー式の納骨壇に収める納骨室（使用期間20年）、遺骨を袋に入れ合葬埋蔵する合葬室
規模・収容数	納骨室252体、合葬室1,000体
永代使用料	納骨室125,000円、合葬室37,000円 ※市営霊園一般墓地の利用者は半額
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に引き続き1年以上住所を有する方 ※生前申込の場合は、かつ65歳以上の方 <ul style="list-style-type: none"> ● 死亡時において市内に引き続き1年以上住所を有していた方の遺骨を埋蔵しようとする方



納骨室



合葬室

2 日立鞍掛山霊園合葬式墓地(日立市)

供用開始時期	令和元年度
埋蔵方法	骨壺をロッカー式の納骨壇に収める納骨室（使用期間20年）、遺骨を袋に入れ合葬埋蔵する合葬室
規模・収容数	納骨室1,500体、合葬室4,000体
永代使用料	納骨室110,000円、合葬室50,000円 ※市営霊園一般墓地の利用者は半額
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に引き続き1年以上住所を有する方 ※生前申込の場合は、かつ65歳以上の方 ● 市営霊園（東平・鞍掛山・入野・十王・成沢）使用者で、現在使用している墓所を返還する方



3 浜見台霊園合葬式墓地(水戸市)

供用開始時期	令和5年度
埋蔵方法	合葬室の中に棚を設け、納骨袋及び納骨箱に収めた遺骨を並べて安置
規模・収容数	2,500体
永代使用料	70,000円
申請資格	● 市内に引き続き1年以上を有する方



4 大洗町営合葬墓地(大洗町)

供用開始時期	平成29年度
埋蔵方法	骨壺を納骨棚に収める納骨室（使用許可日から15年）、遺骨をまとめて地下に合祀埋蔵する合祀室
規模・収容数	納骨室174体、合祀室1,000体
永代使用料	納骨室84,000円、合祀室32,000円
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内に引き続き1年以上住所を有する方 ● 死亡時において町内に引き続き1年以上住所を有していた方の遺骨を埋蔵しようとする方 ● 町営墓地使用者で、承継者がおらず現在使用している墓所を返還する方



5 清水丘聖地霊園第二霊園樹林葬墓地(境町・五霞町・坂東市・古河市)

供用開始時期	令和5年度
埋蔵方法	樹木下の合葬室に遺骨を袋に入れ合葬埋蔵
規模・収容数	10,000体
永代使用料	85,000円
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 管内に6か月以上引き続き住所を有する方で、本人または世帯員が清水丘聖地霊園の使用許可を受けていない方

